

議案第 号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）5月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例

宝塚市立病院条例（昭和59年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1初診加算の項中「5,000円」を「7,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同表再診加算の項中「2,500円」を「3,000円」に、「1,500円」を「1,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、令和4年10月1日以後に受ける診療に係る初診加算及び再診加算について適用し、同日前に受けた診療に係る初診加算及び再診加算については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立病院条例(昭和59年条例第19号)新旧対照表
(現行)

別表第1(第4条関係)

種別	金額	備考
初診加算	5,000円(歯科に係る診療にあつては、3,000円)	
再診加算	2,500円(歯科に係る診療にあつては、1,500円)	

(改正案)

別表第1(第4条関係)

種別	金額	備考
初診加算	7,000円(歯科に係る診療にあつては、5,000円)	
再診加算	3,000円(歯科に係る診療にあつては、1,900円)	

紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直し①

- 外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介状なしで受診した患者等から定額負担を徴収する責務がある医療機関の対象範囲を見直すとともに、当該医療機関における定額負担の対象患者について、その診療に係る保険給付範囲及び定額負担の額等を見直す。

現行制度	見直し後
<p>[対象病院]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定機能病院 ・ 地域医療支援病院（一般病床200床以上に限る） <p>※上記以外の一般病床200床以上の病院については、選定療養として特別の料金を徴収することができる</p> <p>[定額負担の額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診：医科 5,000円、 歯科 3,000円 ・ 再診：医科 2,500円、 歯科 1,500円 	<p>[対象病院]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定機能病院 ・ 地域医療支援病院（一般病床200床以上に限る） ・ 紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上に限る） <p>※上記以外の一般病床200床以上の病院については、選定療養として特別の料金を徴収することができる</p> <p>[定額負担の額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診：医科 7,000円、 歯科 5,000円 ・ 再診：医科 3,000円、 歯科 1,900円 <p>[保険給付範囲からの控除]</p> <p>外来機能の明確化のための例外的・限定的な取扱いとして、定額負担を求める患者（あえて紹介状なしで受診する患者等）の初診・再診について、以下の点数を保険給付範囲から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診：医科 200点、 歯科 200点 ・ 再診：医科 50点、 歯科 40点

(例) 医科初診・選定療養費7,000円・患者負担3,000円の場合の医療費

定額負担 5,000円	
医療保険から支給（選定療養費） 7,000円	患者負担 3,000円



定額負担 7,000円	
医療保険から支給（選定療養費） 5,600円 (=7,000円-2,000円×0.7)	患者負担 2,400円 (=3,000円-2,000円×0.3)

[施行日等] **令和4年10月1日から施行・適用。**また、新たに紹介受診重点医療機関となってから6か月の経過措置を設ける。